

## 神奈川県告示第 602 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 26 年 12 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 起業者の名称

横浜市及び首都高速道路株式会社

### 2 事業の種類

横浜国際港都建設道路事業 1・4・8 号高速横浜環状北西線

### 3 手続が開始される土地

#### (1) 収用の手続が開始される土地

横浜市緑区北八朔町地内

同 青葉区市ケ尾町及び下谷本町地内

同 都筑区池辺町、川向町及び東方町地内

#### (2) 使用の手続が開始される土地

横浜市緑区北八朔町地内

同 都筑区池辺町、加賀原一丁目、川和台、川和町、二の丸及び東方町地内

### 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市緑区総務部区政推進課、青葉区総務部区政推進課及び都筑区総務部区政推進課